

# 運賃設定(変更)認可申請の流れ

## ①運賃適用地域の確認

▼申請する営業所の所在地から運賃適用地域を確認（別紙1を参照ください）

▼運賃適用地域の運賃表を確認し設定する運賃額を決定

## ②認可申請書の作成

▼申請書を作成 [添付書類等]

- ・申請書（鑑）

- ・運賃及び料金の適用方法（変更申請の場合は変更後の適用方法）

※「適用方法」についてご自身で作成することが困難な場合は、設定する運賃、料金、割増、割引をお伝えのうえ、運輸支局へご相談ください。

- ・（変更申請の場合）新旧対照表

## ③申請書の提出・審査

▼営業所の存する県を管轄する運輸支局の輸送担当へ申請書（正、副、控の3部）を提出

※提出方法は各運輸支局輸送担当へご相談ください

※審査に際して内容に不備等がございましたら、確認のためご連絡させていただく場合がございます。

## ④認可処分・認可書交付

▼標準処理期間は3ヶ月ですが、概ね2ヶ月ほどで処理しています。

（標準処理期間に補正期間は含まれません）

処分となった際は運輸支局よりご連絡いたします。（その後、窓口にて認可書交付）

お問い合わせ窓口	連絡先	アクセス
愛知運輸支局 輸送担当	TEL 052-351-5312	<a href="#">愛知運輸支局   国土交通省 中部運輸局</a>
静岡運輸支局 輸送担当	TEL 054-261-2898	<a href="#">静岡運輸支局   国土交通省 中部運輸局</a>
岐阜運輸支局 輸送担当	TEL 058-279-3714	<a href="#">岐阜運輸支局   国土交通省 中部運輸局</a>
三重運輸支局 輸送担当	TEL 059-234-8411	<a href="#">三重運輸支局   国土交通省 中部運輸局</a>
福井運輸支局 輸送担当	TEL 0776-34-1602	<a href="#">福井運輸支局   国土交通省 中部運輸局</a>
自動車交通部 旅客第二課	TEL 052-952-8036	<a href="#">国土交通省 中部運輸局</a>

# タクシー運賃制度について①

**運賃及び料金の設定及び変更をしようとする場合、認可又は届出が必要。** (道路運送法第9条の3)

認可を受けた運賃等を事業者が勝手に変更することは**×**。  
事業者の裁量で割り引くことも**×**。

運賃の種類

距離制運賃、時間制運賃など

**運賃の適用順位**

原則として距離制運賃を適用

あらかじめ特約を結んだ場合に時間制運賃を適用する

距離制運賃

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃

時間制運賃

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から（もしくは、営業所等を出発した時から）  
旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃

**※特約を結んだ場合に適用。**

割増

深夜・早朝割増

距離制運賃による午後10時以降午前5時までの間における運送に適用（割増率は2割）  
※時間制運賃には適用しない

# タクシー運賃制度について②

割引

公共的割引、遠距離割引、長時間割引 など

公共的割引

- ・身体障害者割引
- ・高齢者割引
- ・運転免許証返納割引 など

遠距離割引

距離制運賃に適用

一定のメーター表示額に相当する距離を超える運送について適用

長時間割引

時間制運賃に適用

一定の時間を超える運送について適用

料金

待料金、迎車回送料金、時間指定配車料金 など

待料金

距離制運賃に適用

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用

迎車回送料金

距離制運賃に適用

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用

時間指定配車料金

距離制／時間制運賃に適用

特定の時間を指定した予約に対して適用

(例) 早朝予約料金 午前4時から午前8時までの間の時間を指定した予約に対して適用

# 運賃適用地域一覧(愛知県)

運賃ブロック	適用地域
名古屋地区	<p>[愛知県]</p> <p>▼名古屋交通圏</p> <p>名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、海部郡</p>
尾張・三河地区	<p>[愛知県]</p> <p>▼知多交通圏</p> <p>半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡</p> <p>▼尾張北部交通圏</p> <p>春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡</p> <p>▼尾張西部交通圏</p> <p>一宮市、稻沢市</p> <p>▼西三河北部交通圏</p> <p>岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡</p> <p>▼西三河南部交通圏</p> <p>碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜</p> <p>▼東三河南部交通圏</p> <p>豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市(ただし、平成17年10月1日に合併された旧南設楽郡鳳来町、作手村の区域を除く。)、田原市</p> <p>▼その他</p> <p>北設楽郡、新城市(旧南設楽郡)</p>

# 運賃適用地域一覧(静岡県)

運賃ブロック	適用地域
静岡地区	<p>[静岡県]</p> <p>▼静清交通圏： 静岡市</p> <p>▼浜松交通圏 浜松市(ただし、平成17年7月1日に編入された旧天竜市、旧周智郡春野町、旧磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町の区域を除く。)、湖西市、磐田市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧磐田郡竜洋町、豊田町の区域に限る。)</p> <p>▼富士・富士宮交通圏： 富士宮市、富士市</p> <p>▼沼津・三島交通圏 沼津市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。)、三島市、伊豆の国市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡伊豆長岡町、韮山町の区域に限る。)、田方郡(函南町)、駿東郡(清水町、長泉町)</p> <p>▼御殿場交通圏 御殿場市、裾野市、駿東郡(小山町)</p> <p>▼磐田・掛川交通圏 浜松市(ただし、平成17年7月1日に編入された、旧周智郡 春野町の区域に限る。)、磐田市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧磐田郡竜洋町、豊田町、豊岡村の区域を除く。)、掛川市、袋井市、御前崎市(ただし、平成16年4月1日に編入された旧小笠郡浜岡町の区域に限る。)、菊川市、周智郡</p> <p>▼藤枝・焼津交通圏 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡、御前崎市(ただし、平成16年4月1日に編入された旧榛原郡御前崎町の区域に限る。)</p> <p>▼その他 磐田市(旧磐田郡豊岡村)、浜松市(旧天竜市、旧磐田郡佐久間町、水窪町、龍山村)</p>
伊豆地区	<p>[静岡県]</p> <p>▼伊豆交通圏(熱海市泉地区を除く。) 沼津市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域に限る。)熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域に限る。)、賀茂郡</p>
泉地区	<p>[静岡県]</p> <p>▼伊豆交通圏(熱海市泉地区)</p>

# 運賃適用地域一覧(岐阜県)

運賃ブロック	適用地域
岐阜地区(旧岐阜地区)	<p>[岐阜県:旧岐阜地区]</p> <p>▼岐阜交通圏 岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市(ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域に限る。)、羽島郡、本巣郡</p> <p>▼大垣交通圏 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡</p> <p>▼東濃西部交通圏 多治見市、瑞浪市、土岐市</p> <p>▼東濃東部交通圏(旧恵那郡加子母村を除く。) 中津川市、恵那市</p> <p>▼美濃・可児交通圏 関市(ただし、平成17年2月7日に編入された旧武儀郡洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村の区域を除く。)、美濃市、美濃加茂市、各務原市(ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域を除く。)、可児市、加茂郡(坂祝町、富加町)、可児郡</p> <p>▼その他 関市(旧武儀郡)、加茂郡(川辺町、七宗町、八百津町)</p>
岐阜地区(旧飛騨地区)	<p>[岐阜県:旧飛騨地区]</p> <p>▼高山交通圏 高山市、飛騨市、大野郡</p> <p>▼東濃東部交通圏(旧恵那郡加子母村)</p> <p>▼その他 郡上市、下呂市、加茂郡(白川町、東白川村)</p>

# 運賃適用地域一覧(三重県、福井県)

運賃ブロック	適用地域
三重地区	<p>[三重県]</p> <p>▼北勢交通圏 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡</p> <p>▼津交通圏 津市、松阪市(ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域に限る。)</p> <p>▼伊勢・志摩交通圏 伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡</p> <p>▼松阪交通圏 松阪市(ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域を除く。)、多気郡</p> <p>▼伊賀交通圏 名張市、伊賀市</p> <p>▼その他 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡(御浜町)</p>
紀宝地区	<p>[三重県]</p> <p>▼南牟婁郡(紀宝町)</p>
福井地区	<p>[福井県]</p> <p>▼福井県全域</p>